

平成 30 年 5 月 21 日

各位

会社名 マルカキカイ株式会社 代表者名 代表取締役社長 竹下 敏章 (コード番号 7594 東証第一部) 問合せ先 取締役兼執行役員管理本部長 飯田邦彦

(TEL 06-6450-6823)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 30 年 6 月 8 日
(2) 処分する株式の種類	普通株式 120,000 株
および数	
(3) 処分価額	1 株につき金 2,077 円
(4) 処分総額	249, 240, 000 円
(5) 処分予定先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による
	届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成30年5月21日付にて、株式型インセンティブプラン「従業員向け株式給付信託」(以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に関して設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を決議し、本制度に基づき当初信託する金額について決定しました。(本制度の概要につきましては、本日付「従業員向け株式給付信託導入に関するお知らせ」をご参照ください)。本自己株式処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、従業員株式給付規程に基づく付与株式数と見込まれる受給予定者数に基づき算定した給付予定株式総数に相当するものであり、平成29年11月30日現在の発行済株式総数9,327千株に対し1.29%(小数点第3位を四捨五入。平成29年11月30日現在

の総議決権個数 86,481 個に対する割合 1.39%) となります。加えて、本制度の導入により、 当社従業員は株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向 上への勤労意欲や経営参加意識を高める効果が期待できます。以上のことから、希薄化の規模 は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

信託契約の概要

名 称 従業員向け株式給付信託

委 託 者 当社

受 託 者 株式会社りそな銀行

株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス

信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受 益 者 従業員のうち、受益者要件を満たす者

信 託 管 理 人 当社の従業員から選定

本信託契約の締結日 平成30年6月6日 (予定) 金銭を信託する日 平成30年6月6日 (予定)

信 託 の 期 間 平成30年6月6日(予定)から平成32年12月30日(予定)まで

信 託 財 産 当社株式及び金銭

議 決 権 行 使 受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使

します。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議(以下、「本取締役会決議日」という。)の直前1カ月間(平成30年4月18日から平成30年5月18日)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である2,077円(円未満切捨て)といたしました。

これは、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除することができ、また、算定期間を直近1カ月としたのは、直近3カ月、直近6カ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することで、より算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日(平成 30 年 5 月 18 日)の終値である 2,058 円からの乖離率は+0.92%、本取締役会決議日の直前 3 カ月間(平成 30 年 2 月 19 日から平成 30 年 5 月 18 日まで)の終値の平均値である 2,045 円(円未満切捨て)からの乖離率は+1.56%、同直前 6 カ月間(平成 29 年 11 月 20 日から平成 30 年 5 月 18 日まで)の終値の平均値である 2,139 円(円未満切捨て)からの乖離率は-2.90%となっており、これらを勘案した結果、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)全 員が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上